

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は株主をはじめとするステークホルダーの最大満足を通して社会に貢献しうる企業となることを経営の基本理念としています。
そのためには、公正かつ透明性の高い企業経営が不可欠であるとの認識に立ってコーポレート・ガバナンス体制を構築、運用してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本レイ株式会社	1,760,000	12.58
ダイキン工業株式会社	1,000,000	7.15
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	970,200	6.94
東テック従業員持株会	792,000	5.66
株式会社みずほ銀行	670,000	4.79
株式会社三井住友銀行	670,000	4.79
住友商事株式会社	631,000	4.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	568,000	4.06
草野和幸	392,068	2.80
昭和鉄工株式会社	378,000	2.70

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
神尾 大地	弁護士											
斎藤 政賢	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神尾 大地	○	——	弁護士として専門的見地から会議においての助言・提言により執行意思決定の適法性・妥当性や経営の監督機能に貢献いただけると判断しております。 また、本人との取引行為はなく、一般株主との利益相反行為が生じるおそれが無いと判断され独立役員として指定しております。
斎藤 政賢	○	——	経営者としての豊富な経験と幅広い見識から会議においての助言・提言により執行意思決定の適法性・妥当性や経営の監督機能に貢献いただけると判断しております。 また、本人との取引行為はなく、一般株主との利益相反行為が生じるおそれが無いと判断され独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各決算期毎に会計監査人より協議報告会が開催され、監査計画・監査状況・問題点・疑問点の応答などを行っております。
また、内部監査部門は期初に内部監査計画を報告し、内部監査実施後に、監査役にその内容を説明しております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 竹夫	公認会計士													
荒田 和人	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 竹夫		—	公認会計士・税理士として豊富な経験を有しており、会計・税務の両面及び外から見る立場として会社経営に貴重な助言をいただけると判断しております。
荒田 和人		—	公認会計士・税理士資格を持ち、大手監査法人に長年所属していた経験からも会計監査に基づく高い見識を有しております。その経験・見識から監査役に適任と判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 2 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	実施していない
-------------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度や業績連動型報酬制度の導入は行っておりませんが、売上高、営業利益などを考慮して賞与支給額決定がなされております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

直前事業年度における取締役報酬等の総額は次のとおりであります
 取締役(3名、社外役員を除く)報酬等総額 194百万円
 (内訳:基本報酬 112百万円、賞与51百万円、退職慰労金31百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方 針の有無	なし
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

各社外役員には、経営上の重要会議への出席や参考資料の配布を行っております。社外取締役とは、経営上の重要議案などの報告を行い、意見を求めるなどしております。社外監査役には、内部監査室の活動状況及び情報の適時提供や常勤監査役との連携をしていただき、監査法人との意見交換をしていただくなど、社内部門との関係を密にしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

月例の取締役会を基本として、経営上の重要事項については事前に経営会議で議論し、その審議を経て取締役会に付議する体制としています。また、監査役は取締役会のほか重要会議に出席しており、取締役の職務執行について監査しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外役員として取締役2名、監査役2名を選任しており役員8名中4名が社外役員であります。定時・臨時の取締役会への出席等、取締役及び執行役員の職務執行について独立性を確保して監視機能を維持しております。また、会計監査人や内部監査室との十分な意見交換により、相互に連携を図っております。
 社外取締役及び社外監査役は、当社とは利益行為が無く適正な監視が行えるものであり経営の監視機能については十分機能しているものと判断され現状体制としております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

URL: <http://www.totech.co.jp/>
決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料などを掲示しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの
立場の尊重について規定

社内規約の東テックグループ企業行動憲章において、株主や顧客が適切な判断に資するよう、
適宜適正な企業情報を提供するように制定して、その励行に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は適正かつ効率的な自主統制システムのベースの上で生み出された企業業績でなければステークホルダーの支持を得る事は出来ないと考えています。

その為、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議していますが、それらの整備、構築に全社を挙げて取り組んでおります。基本方針の要点は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス委員会」を設置し、「企業行動憲章」を制定するとともに役職員への啓蒙教育を行う。

さらに、コンプライアンス上の具体的な問題については監査役及び内部統制監査室と連携し、問題点の把握と改善に努めるものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理に関する社内規定を整備し、作成・保管・廃棄等の取扱いを明確にする。なお取締役及び監査役等は法令で定める場合の他いつでもこれらの文書を閲覧する事ができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険（リスク）を適切に認識・評価するため、リスク管理に関する規定を設け、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。

また、各部署及びグループ各社の代表者を責任者とする横断的組織を組成し、重大リスクの未然防止、再発防止、迅速な対応に資するとともに、法令改正等、事業環境の急激な変化に対応すべく機動的な運営を図るものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月例の取締役会を基本としつつ、経営上の重要事項については事前に経営会議で議論し、その審議を経て取締役会へ付議する体制とする。

また、当社グループの目標として、中期経営計画及び年次経営計画を設定し、各部門の執行状況について上記各会議で定期的に報告させ、具体的な施策の展開を促していくものとする

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ会社については当社「関係会社管理規程」に基づき管理本部にて一元管理する。コンプライアンス上の問題については、前記「コンプライアンス委員会」の指揮下に入るほか、各社監査役と当社内部統制監査室の定期並びに適宜の監査を行うことにより業務の適正を確保するものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに監査役の使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。この場合、当該使用人の任命・異動は監査役会の同意を必要とするものとし、監査役の指揮命令下での職務の執行の評価については監査役の意見を尊重して行うものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は当社及びグループ各社の業績又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。なお、前記に拘わらず、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求める事ができるものとする。なお、監査役に報告した当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしてはならない。

また、監査役は取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用債務の処理に係る方針

当社グループは、監査役が職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、速やかに当該費用の支払を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力とみなされる個人・団体とは、その不当な要求に屈することなく、また、あいまいな関係を持つことなく毅然とした態度で対応するものとします。

「企業行動憲章」に反社会的勢力への姿勢を定めており、周知徹底するものとします。

本社総務部を対応部署として、顧問弁護士や管轄警察署との連絡体制を定め、不当行為防止に関する講習へ参加するなどの研修を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

重要な決定事項及び発生事実は当該部署責任者から、決算に関する情報は経理部などから経営管理本部へ集約され、取締役会・経営会議で審議、検討された後、適時開示規則に則り情報開示されております。

